

一般社団法人 FLIPコンソーシアム 再入会申込書（法人用）

「一般社団法人FLIPコンソーシアム 定款」および「一般社団法人FLIPコンソーシアム 一般会員規約」または「一般社団法人FLIPコンソーシアム ユーザー会員規約」に賛同し、以下のとおり、再入会を申し込みます。

【P3の「記入例」およびP4の「お申込みに関する注意事項」をご確認の上、以下のフォームにご記入ください。】

再入会（法人会員）お申込みフォーム

再入会を申し込む会員種別に チェックを入れてください。	<input type="checkbox"/> 一般会員 <input type="checkbox"/> ユーザー会員
--------------------------------	---

法人（社）名	フリガナ
（代表者）職名・氏名 *1	
本社住所	〒
URL	https://

*1 「代表者」欄には、貴法人（社）を代表される方（代表取締役など）の職名および氏名をご記入ください。

1. 各ご担当者の情報をご記入ください。*2			
（連絡担当者）氏名 *3	フリガナ	役職	
（連絡担当者）所属部署			
（連絡担当者）連絡先	E-mail : Tel :		
（連絡担当者）住所 ※書類等の送付先	<input type="checkbox"/> 本社住所と同じ場合は左の <input type="checkbox"/> に✓を入れてください。（以下に住所の記入は不要です。） 〒		
（窓口担当者）氏名 *4	フリガナ	役職	
（窓口担当者）所属部署			
（窓口担当者）連絡先	E-mail : Tel :		

*2 一般会員に再入会希望の方で、会費区分が「ビジネス」または「エンタープライズ」のお客様の場合、2人目以降の各ご担当者は、再入会が承認された後にお送りいたします「担当者登録届」にてご登録いただけますので、本申込書には代表して1名のみご記入ください。

*3 「連絡担当者」欄には貴法人（社）を代表してFLIPコンソーシアムからのご案内（講習会・成果報告会のご案内、その他連絡事項等）を受け取られる方の氏名、部署、メールアドレス、TEL、住所（書類等の送付先が本社住所と異なる場合）をご記入ください。

*4 「窓口担当者」欄には、貴法人（社）を代表して、FLIPプログラムの使用に関する技術的なアンサーサービスの問合せ窓口として登録される方の氏名、部署、メールアドレス、TELをご記入ください。（上記、連絡担当者と同じ方を登録される場合は、氏名欄に「連絡担当者と同じ」とご記入ください。）なお、追加窓口の登録をご希望の場合は、この欄には代表の方1名のみご記入いただき、HP内「様式ダウンロード」より「追加窓口申込書」をダウンロード、ご記入の上、本再入会申込書と併せてお送りください。

再入会費用に係る請求方法 （希望に☑を入れてください）	<input type="checkbox"/> 電子請求書（メール添付） <input type="checkbox"/> 紙の請求書（郵送）
	<input type="checkbox"/> 見積書 <input type="checkbox"/> 請求書 <input type="checkbox"/> 納品書

一般社団法人 FLIPコンソーシアム 再入会申込書 (法人用)

「一般社団法人FLIPコンソーシアム 定款および一般社団法人FLIPコンソーシアム 一般会員および正会員規約」または「一般社団法人FLIPコンソーシアム ユーザー会員規約」に賛同し、以下のとおり、再入会を申し込みます。

[P30] (記入例) およびP40の「お申込みに関する注意事項」をご確認の上、以下のフォームにご記入ください。

再入会を申し込む会員種別
 正会員
 一般会員
 ユーザー会員

法人(社)名
株式会社〇〇〇〇
(代表者) 職名・氏名
代表取締役社長 〇〇〇〇
本社住所
〒〇〇〇-〇〇〇〇
東京都〇〇区1丁目〇-〇
URL
http://www.xxxxx.co.jp

*「代表者」欄には、貴法人(社)を代表される方(代表取締役等)の職名および氏名をご記入ください。

再入会(法人会員)お申込みフォーム

1.各ご担当者の情報をご記入ください。
(連絡担当者) 氏名
フリガナ
課長
役職
(連絡担当者) 所属部署
設計技術部
E-mail:
△△△△@xxxx.jp
Tel:
03-0000-0000
(高口担当者) 氏名
フリガナ
主任
役職
(高口担当者) 所属部署
設計技術部
E-mail:
□□□□@xxxx.jp
Tel:
03-0000-0000

*「連絡担当者」欄には貴法人(社)を代表してFLIPコンソーシアムからのご案内(講演会・成果報告会のご案内、その他連絡事項)を受け取られる方の氏名、新着、メールアドレス、TEL、住所(郵便物の送付先が本社住所と異なる場合)をご記入ください。

*「高口担当者」欄には、貴法人(社)を代表して、FLIPプログラムの使用に関する技術的なアンサーサービスの場合を除き、登録される方の氏名、新着、メールアドレス、TELをご記入ください。(上記、連絡担当者とは別の方を登録される場合は、氏名欄に連絡担当者と同じ名を記入してください。)なお、追加窓口の登録をご希望の場合は、この欄には代表の方1名のみをご記入ください。HP内「申込書ダウンロード」は別途窓口申請書(ダウンロード)をご記入の上、本再入会申込書と併せてお送りください。

再入会費用に係る請求方法
(希望に立を入れてください)
 電子請求書(メール添付)
 紙の請求書(郵送)
 見積書
 請求書
 納品書

再入会(法人会員)お申込みフォーム

2. 過去前の会員種別・所属、FLIPプログラムの購入歴、再入会の動機・理由をご記入ください。
過去前の会員種別
および所属
正会員
一般会員
ユーザー会員
海外会員
FLIP ver.6.0.6の購入歴:
LAN版を購入
スタンドアロン版を購入
アカデミック版を購入
FLIP ver.7シリーズの購入歴:
LAN版を購入
スタンドアロン版を購入
アカデミック版を購入
現在 FLIP ver.7 シリーズのサポートサービスに加入している場合:
再入会後はサポートサービスを継続しない
再入会後もサポートサービスを継続する
FLIP プログラムを再度業務で使用することになったため。
3. ユーザー会員に再入会をご希望の場合のみ、以下にご記入ください。
FLIP プログラムの言語の選択
アンサーサービスの言語の選択
FLIP プログラム LAN 接続の動作確認について
4. 一般会員に再入会をご希望の場合のみ、以下にご記入ください。
設立年月日
資本金
事業内容
事業所
主な取引先
WGへの所属
FLIPプログラムの使用歴
FLIP関連の論文発表歴

【（申込フォーム）3の*6～*8について】

*6 ユーザー会員用のFLIPプログラムセットは、日本語または英語のいずれかを選択できます。

過去にユーザー会員または海外会員だった方が、ユーザー会員に再入会される場合は、退会前に提供されたプロテクトキーと交換で新しいプロテクトキーを発行します。（紛失・盗難等によりプロテクトキーの交換ができない場合は、再入会金とは別に「追加プログラムセット」110万円（税込）／セットの購入が必要となりますので、ご了承ください。）なお、再入会の際に、退会前とは異なる言語のFLIPプログラムを選択された場合は、退会前に使用されていたFLIPメインプログラムはお使いいただけなくなり、一部のプリポストプログラムは日本語版と英語版の互換性がないのでご注意ください。退会前とは異なる言語のFLIPプログラムを選択された場合で、退会前のFLIPメインプログラムも引き続き使用されたい場合は、再入会のお申込みの際または再入会後に別途「追加プログラムセット」をご購入ください。

*7 FLIPプログラムに関する一般的な技術サポート（アンサーサービス）の言語は、日本語または英語のいずれかを選択できます。なお、アンサーサービスの窓口（担当者）数を追加する場合は、有料で1セットあたり最大9口まで追加登録が可能です。追加登録の際は、1口あたり、「追加窓口年会費」（11万円（税込）／年）が必要です。

*8 ユーザー会員用のFLIPプログラムは、実行形式で10ライセンスとなり、LANに接続された最大10台までのPCで同時に使用が可能です。お客様がご使用になっているLANシステムによっては、お使いいただけない場合もございますので、お申込みの前には事前にLAN接続の動作確認をお勧めいたします。動作確認に関しましては、**カスタマーサポート（cs@flip.or.jp）**までお問い合わせください。

【別紙のご提出について】

一般会員に再入会をご希望のお客様で、（申込フォーム）4の「法人概要」または「FLIP関連の論文」を別紙でご提出される場合は、カスタマーサポート宛にメール添付または郵便にてお送りください。FLIP関連の論文につきましては、数が多い場合は、代表して2～3編をお送りいただくとともに、論文リストをお送りください。

提出先：一般社団法人FLIPコンソーシアム事務局 カスタマーサポート

<メール添付の場合> **cs@flip.or.jp**

<郵便の場合> 〒604-0844 京都府京都市中京区仲保利町185 時事通信社ビル5階

【再入会のお申込みに関する注意事項】

<一般会員・ユーザー会員の再入会資格および審査基準>

- ① 過去にFLIPコンソーシアムの会員だった方（顧問・特別顧問を除く）で、<一般社団法人FLIPコンソーシアム定款第11条>に定める任意退会をされた方であること ※任意退会以外の理由で会員資格を喪失された場合は、再入会をお申込みいただくことはできません。
- ② 当法人の目的に賛同する<一般社団法人FLIPコンソーシアム定款第6条の2>に定める国内の法人または個人であること

ユーザー会員への再入会の場合は・・・

上記、①および②要件を満たしていることに加え、当法人の理事長もしくは担当の理事の承認が必要となります。


一般会員への再入会の場合は・・・

上記、①および②の要件を満たしていることに加え、FLIPの高度な利用実績および当法人と十分な取引実績があることを当法人の理事会により承認を受ける必要があります。

<その他の注意事項>

- ・再入会のお申込みにあたり、必ず事前に別紙「一般社団法人FLIPコンソーシアム定款」、「一般社団法人FLIPコンソーシアム一般会員規約」または「一般社団法人FLIPコンソーシアムユーザー会員規約」、および「アンサーサービス利用規約」の内容をご確認ください。
- ・再入会のお申込み時に審査の対象となる過去の会員種別は、再入会のお申込み直前の会員種別となります。
- ・一般会員への再入会には当法人の理事会の承認が必要となります。お申込書にご記入頂きました情報およびご提出頂きました書類の内容を基に、別に定める入会基準に沿って、当法人の理事会において再入会の審査を致します。ご提出頂いた申込書の内容では不明な点がある場合などは、追加資料のご提出を依頼することがございます。再入会審査の結果は文書で通知致します。なお、審査の結果、ご希望に添えない場合もございますのでご了承ください。
- ・再入会申込書、その他ご提出頂きました書類の内容に万が一虚偽または不正な記述があった場合や、記述に不備があり入会基準に満たないと判明した場合は、理事会等にて再入会を承認後であっても会員資格を喪失または会員種別の変更となる場合がございます。
- ・再入会承認後、「入会承諾書」および再入会にかかる費用の「請求書」をお送り致します。入会承諾書のご返送と再入会にかかる費用のご入金のご確認をもちまして再入会手続き完了となります。手続きの進行や審査の状況などによりまして、お申込みを頂きましてから手続きの完了までに1カ月以上かかることがあります。
- ・一般会員へ再入会されるお客様の会費区分が「ビジネス」または「エンタープライズ」の場合、理事会にて再入会が承認された後にお送りいたします「担当者登録届」にて2人目以降の連絡担当者およびアンサーサービスの窓口担当者をご登録いただけます。

【再入会のお申込みに関するお問い合わせ先】

一般社団法人FLIPコンソーシアム事務局 カスタマーサポート 【: **cs@flip.or.jp**】
〒604-0844 京都府京都市中京区仲保利町185 時事通信社ビル5階 TEL: 075-253-1240